

## 諮問第30号の答申

## 生命表の基幹統計としての指定について（案）

本委員会は、生命表（完全生命表及び簡易生命表。以下同じ。）の基幹統計としての指定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

## 1 指定の適否

生命表については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第4項第3号の基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することは適当である。

## 2 理由

生命表は、日本人の死亡及び生存の状況を厳密に分析し、高齢化の進展に伴って増大する社会のコスト負担を検討する上で不可欠な統計となっている。

このため、生命表は、将来推計人口の計算の基礎としての利用や、法令に基づく利用のほか、長寿社会における高齢者の雇用対策等、保健、医療、福祉など、高齢化の進展に伴って政策的重要性が高まっている諸施策の基礎資料として広く利用されている。また、生命表は、民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料等として利用されており、さらに、国際連合の要請を受けて、「Demographic Yearbook」（人口統計年鑑）を作成するための情報として提供されるなどしている。

このように、生命表は、全国的な政策の企画立案・実施の上で特に重要な統計であり、民間における意思決定等にも広く利用され、国際比較を行う上でも特に重要な統計と位置づけられ、法第2条第4項第3号に定める基幹統計の要件に該当するものと考えられる。

したがって、生命表を基幹統計として指定することは適当である。

## 3 今後の課題

今後の生命表の作成に当たっては、一次統計である国勢統計において予定されている結果の詳細化を踏まえ、100歳以上の高齢者に係る死亡率の推計方法について現行の方式の妥当性を含め、多様な推計方法を総合的に検討する必要がある。



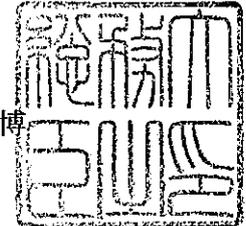
資料2の参考資料1

総政企第272号  
平成22年11月19日

統計委員会委員長

樋口美雄 殿

総務大臣  
片山善博



諮問第30号

生命表の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

## 諮 問 理 由

(生命表の基幹統計としての指定について)

1 生命表(完全生命表及び簡易生命表。以下同じ。)は、ある期間<sup>(注)</sup>における死亡状況(年齢別死亡率)がその後も変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きられるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したものである。特に、0歳の平均余命である「平均寿命」は、我が国の死亡状況を集約したものとして、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されており、生命表は、死亡状況を厳密に分析し、高齢化の進展に伴って増大する社会のコスト負担を検討する上で不可欠な統計となっている。

(注) 「ある期間」とは、基本的には1年間であるが、戦前などにおいては、複数年間を対象として生命表が作成される場合があった。

2 生命表は、将来推計人口の計算の基礎として利用されているほか、平成22年3月の相続税法(昭和25年法律第73号)の改正により、財産評価(定期金に関する権利の評価)における参考資料として用いることが新たに定められるなど法令上の利用もなされている。また、医療保険制度の見直し、年金の支給開始年齢の見直しや長寿社会における高齢者の雇用対策等の保健、医療、福祉など、高齢化の進展に伴って政策的重要性が高まっている諸施策の基礎資料として広く利用されている。

3 また、生命表は、民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料等として利用されている。

4 さらに、生命表は、国際連合の要請を受けて、毎年「Demographic Yearbook」(人口統計年鑑)作成のために提供されているほか、世界保健機関の要請を受けて、毎年「Country Health Information Profiles」(世界保健統計等)への報告がなされている。

5 こうしたことから、生命表は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号に定める基幹統計として指定するための3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記2の点により、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記3の点により、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記4の点により、いずれの要件にも該当するものと考えられる。

6 上記のような生命表の重要性にかんがみ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)においても、生命表の基幹統計化について検討することとされているところであり、本件諮問は、同計画の趣旨に沿ったものである。

7 以上の理由から、生命表を基幹統計に指定することとしたい。

# 生命表の概要

## 作成目的等

生命表（完全生命表及び簡易生命表）は、ある期間<sup>※</sup>における死亡状況（年齢別死亡率）がその後も変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したものであり、死亡状況を厳密に分析することを目的としている。

※「ある期間」とは、基本的には1年間であるが、戦前などにおいては複数年間を対象として生命表が作成される場合があった。

完全生命表は、明治24年から31年の8年間を対象としたものから作成し、近年は国勢調査年を対象として5年ごとに作成している（直近は平成17年）。簡易生命表は、昭和23年を対象としたものから毎年作成している。

## 作成方法等

### 1 基礎情報

- 完全生命表は、国勢調査による日本人人口（確定数）、人口動態統計（確定数）をもとに、精緻なデータ及び計算方法により作成
- 簡易生命表は、推計人口による日本人人口、人口動態統計月報年計（概数）をもとに、死亡率を除いて完全生命表とほぼ同様の方法により作成

### 2 作成方法の概要

- ① 人口と死亡数から年齢別の死亡率を計算。  
ただし、1歳未満は区分を細かくして計算
  - 死亡率の計算
    - a 1歳未満の場合：出生数と死亡数から計算
    - b 1歳以上の場合：完全生命表は、出生の月別人口と死亡数から計算  
簡易生命表は、中央人口と死亡数から計算
- ② ①をもとに、生存率、生存数、死亡数、死力、定常人口、平均余命等の生命関数を計算。  
ただし、1歳未満は区分を細かくして計算

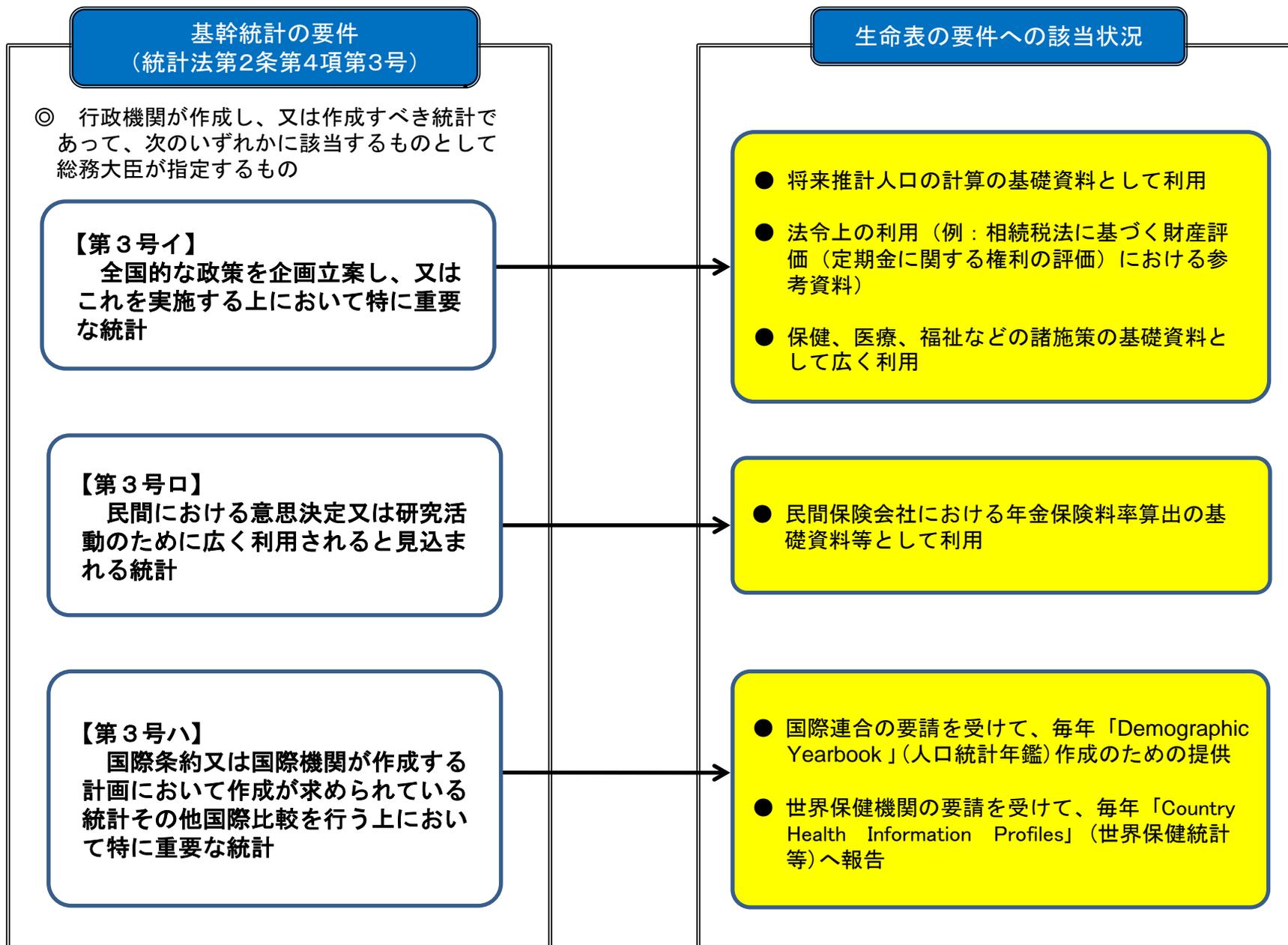
## 利用状況

「平均寿命」（0歳の平均余命）は、我が国の死亡状況を集約したものであり、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用

- 将来推計人口の計算の基礎資料
- 法令上の利用（例：相続税法に基づく財産評価（定期金に関する権利の評価）における参考資料）
- 年金制度の見直し、高齢者の雇用対策等の保健、医療、福祉などの諸施策の基礎資料
- 民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料等
- 国際連合が「Demographic Yearbook」（人口統計年鑑）を作成するために提供する指標

# 生命表の基幹統計の要件への該当状況

【資料2】



(参考1)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)別紙(抜粋)

別紙

2 新たに基幹統計として整備する統計

府省名	統計名	理由、留意事項等	実施時期
厚生労働省	完全生命表 / 簡易生命表 (加)	国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

(定義)

第2条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

- 一 第5条第1項に規定する国勢統計
- 二 第6条第1項に規定する国民経済計算
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
  - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
  - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- 八 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

(基幹統計の指定)

第7条 総務大臣は、第2条第4項第三号の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

## 第 27 回人口・社会統計部会結果概要

1 日 時 平成 23 年 1 月 7 日（金） 16:50～17:45

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

## 3 出席者

（部 会 長）阿藤誠

（委 員）津谷典子、安部由起子

（専 門 委 員）小暮厚之

（審議協力者）総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

石井太（国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第三室長）

（統計作成者）厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課：小野課長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

## 4 議 題 生命表の基幹統計としての指定について

## 5 結果概要

## （1）前回部会で整理が必要とされた事項に関する審議

前回部会で出された 及び の事項について、厚生労働省から説明された後、男女計の作成・公表についての審議が行われた。

国際機関等における男女計の生命表の作成状況

男女計の生命表について、今後、参考表として作成することの必要性

審議の概要は、以下のとおり。

男女別だけで足りており、男女計を出す必要はないものと思う。ただ、国によっては男女の性比が著しく不均衡な国もあるので、男女計を単純平均により算出する場合には、取扱いに注意する必要がある。

男女計の値を基幹統計に入れることは好ましくない。ただ、作り方としては単純平均のほか、いろいろ方法があるので、一国全体としての指標が必要となる場合に備えて、報告書上等で、計算方式を示す方法もある。

生命表の作成方法は、男女とも同じで、計算式、データも同じで報告書に掲載している。報告書で、男女計の算出は可能と考えている。

厚生労働省にあっては、今ある男女別だけではなく、男女計の値の提供についても議論があったことについて、今後、配慮していただければということにしたい。

## （2）答申案に関する審議

部会長から答申案が示され、審議の結果、下記の意見を踏まえた所要の修正が行われることを前提として、原案のとおり答申案が了承された。

なお、答申案の修正については、部会長に一任することとされた。

審議の概要は、以下のとおり。

ア 「2 理由」について

「日本人の死亡状況を厳密に分析」とあるが、平均余命は延びており、生命表は、死亡の状況を示す指標としてだけでなく、生存の状況に関する指標ともなっている。したがって、生命表のより広範な利用を明らかにするためには、「日本人の死亡と生存の状況」とした方がよい。

「日本人」というのは、国籍が日本人ということか。また、日本にいない日本人は含まれないということか。

日本国籍の人であり、日本に在住する日本人を意味している。

「民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料として利用」とあるが、年金保険だけなのか、生命保険の保険料率算定にも利用されているのではないか。

生命保険については、民間保険会社が保有している契約者に関するデータで基本的に対応できるが、年金保険については、契約者が生命保険に比べて少なく、独自のデータで対応することができない。そこで、国の生命表が利用されている。

イ 「3 今後の課題」について

今後の課題として、100歳以上の高齢者に係る推計方法の改善について明記されたことは高く評価できる。一方で、我が国の高齢化は、他の先進諸国と比べても、進行のスピードが速く、他の国々からも注目されている。高齢者の死亡率をどう測定するかという問題は、これまではデータの無い中で人口学等の分野で研究が進められてきているが、今後も科学的な解明が進んでいく分野と思われる。生命表という加工統計において、質を担保し、高めていくためには、死亡の測定に関する最新の研究成果を常に反映していくことが重要である。今回の答申を踏まえた今後の対応として、厚生労働省にあっては、今後も高齢者の死亡率の改善をどう見るか、死亡のパターンをどう見るかということに関して、研究部門とも連携を図りつつ、常に検討していただきたい。

日本ほどの人口規模の国で、これだけ平均余命の長い国はあまり類例がないのだから、単に「検討する」だけでなく、「現行の方式の妥当性を含め、多様な推計方法を総合的に検討する」とされてはどうか。

前回、健康生命表の議論もあり、今後、中長期的に検討していく課題としていたのではないのか。この点を、今後の課題として記載する必要はないか。

健康生命表については、違う質のデータが必要になり、また、議論の結果、将来的な課題として検討するという整理がされている。今後の課題には、今回、基幹統計の対象となる完全生命表と簡易生命表についてだけ記載するということにしてはどうか。